

特集 新しい文化立国をめざして

巻頭言 ● 6 固有と共有の共成・三善 晃

座談会 ● 8 新しい文化立国をめざして
・出席者 高階秀爾／小島美子／鈴木忠志／遠山敦子

論文 ● 18 文化立国と実演家・小泉 博

● 22 劇場が新しい時代を創る
ピッコロシアターの試み・山根淑子

● 26 指定制度と登録制度
文化財保護制度の新たな展開・鈴木博之

随想 ● 30 芸術家在外研修の思い出・奥谷 博

事例紹介① ● 32 新しい芸術文化施設の運営をめざして
・水戸美術館

事例紹介② ● 36 からむし生産技術保存事業の展開
・昭和村からむし生産技術保存協会

資料 ● 40 新しい文化立国をめざして

文化振興のための当面の重点施策について(報告)
・文化政策推進会議

カラー

- 1 いまいき個性ある日の学校訪問記
・櫛形町立櫛形西小学校(山梨県)
- 4 天然記念物歳時記
・高瀬渓谷の噴湯丘と
球状石灰石(長野県)
- 表2 名作シリーズ・絹本着色聖徳太子絵伝
- 表3 文化財紹介・輪島塗

- 50 人・この道・深尾良夫
- 51 教育・文化と地域づくり④・山口県徳地町
- 54 焦点―文教施策
- 64 中教審ニュース
- 67 私の本棚から・香川芳子
- 68 都道府県発―教育・学術・文化ニュース
・山形県・兵庫県・富山県・長崎県
- 70 こんにちはにっぽん・キン・マウン・キョー
- 72 アトランター表が国際技スポーツの最前線
・ソフトボール
- 74 科学はいま―理系へのいきさつ
・東京大学海洋研究所
- 77 鑑賞席・現代マヤ
色と織に魅せられた人々
- 78 ぼくたち、わたしたちのウィークエンド
・国立妙高少年自然の家
- 80 海外教育ニュース
- 82 文学のふるさと、われは草なり
- 84 編集後記

指定制度と登録制度 文化財保護制度の新たな展開

—東京大学教授
鈴木博之

一 震災からの教訓

阪神・淡路大震災の被害を踏まえて、震災から半年たった七月一九日、日本建築学会は「建築および都市の防災性向上へむけての課題」という提言を行った。その中には歴史的建造物等の文化的資産の保全と再生という項目も含まれており、次のように述べられている。

「今回の震災では、地震災害が貴重な文化資産としての建造物や伝統的街並み等にも多大な被害を及ぼすことを実証した。被災文化財の修復・再生の推進は、文化的資産の保全や災害予防の推進とともに重要な課題である。」

また、文化財指定を受けていない、多くの貴重な『生きている文化・文化資産』としての日常生活景観も被災し失われた。日常生活景観は、地域の人々の生活に潤いと地域認識の基底（アイデンティティ）を与えていたものであり、その修復・再生もまた街づくりには欠かすことができない。」

- そして、提言では、この項目の結論として、次の三点を挙げている。
- (1) 歴史的建造物の耐震性能向上のための研究の推進と対策の確立
 - (2) 指定文化財以外の日常的な生きている文化財・文化資産の分布状況とそれらの特質の把握
 - (3) 地域の特性を形成する日常生活景観



の再生・保全のための支援体制・制度の創設
こうした提言は、今回の震災をきっかけ

けにしてなされたものだが、その内容自体は、決して震災があったから考え出されたものではない。日常的景観が失われるまでに、我々はなすべきことを多く抱えているのである。とりわけ提言の中の第二項目、指定文化財以外の日常的な生きている文化財・文化資産の把握は、震災という非日常的なできごとがなくとも、現代の緊急の課題となっているのである。

二 文化財の範囲の広がり

それは、従来の文化財保護制度のほらむ問題点が、最近になって現れてきたためであると位置づけることもできる。建造物の保存は、近代の日本の中では、明治以来の伝統を持ち、多くの実績をあげてきた。それは古社寺の保存からはじまり、時代や建物のジャンルを拡大しながら現在にいたったものなのである。現在では、明治以降の建造物についても、住居三〇件、学校二四件をはじめとして、産業施設、交通施設、土木構造物、医療・軍事施設など、数多くの文化遺産が国の重要文化財に指定されている。

だが、戦後五〇年を迎えて、近代の文

化遺産を幅広く保護すべきであるという議論が盛んになってきた。広島通称原爆ドームが国の史跡に指定されるという動きも、その一環であった。かつては明治維新がひとつの歴史的節目と考えられていたが、いまでは戦前の文化遺産は保護の対象として、広く捉えられるようになってきたのである。

そうすると、こうした文化遺産は現在ではまだ数多く残されているし、しかもその多くが都市の真ん中に存在しているという事実が突き当たる。近代の遺産は



すずき・ひろゆき 東京都出身。専門分野、建築史学（工学博士）。昭和60年芸術選奨文部大臣新人賞。平成2年サントリー一学芸賞。著書『建築の世紀末』、『東京の地霊』、『新建築学大系5. 近現代建築史』など。

近代都市の中に存在する確率が高いという、当然の事実と直面するのである。まさしくこれらの遺産は、「日常的な生きている文化財・文化資産」なのである。

この問題は、近年の近代の文化遺産の保存論議以前にも、既に現れていた。それは文化庁が近代の文化遺産の調査に先立って実施していた、全国の近世社寺の緊急調査の時点で、明らかにになっていた事実だからである。近世の社寺とは、大きく言えば江戸時代の神社仏閣のことである。こうした社寺は全国津々浦々の町や村に数多く残っており、それらは今でも信仰の対象として生きつづけている。これらもまた、町中に建ち、生きつづけている文化財・文化遺産なのである。

これらふたつのジャンルの遺産に共通して言えることは、その数が多いという点と、それらが現在の我々の生活圏に深く入り込んでいるという点である。こうした共通性を持つ文化遺産に対して、従来の文化財保存政策とその手法は、そのままでは適用しにくい。なぜならば、これまでの文化財保存は、建造物を国宝または重要文化財として国が指定し、原則的にそれらを創建当初のすがたで凍結的

に保存しようとするものだからである。奈良時代の仏寺、神社であれば、そうした保護の手が加えられるのは至極当然と考えられる。しかし、数が多く、我々の生活圏に密接にかかわっている文化遺産を、同じ手法で保護することはできない。

三 文化財登録制度

これまでの文化財保護の基本姿勢は、またとない、かけがえない文化遺産を手厚く保護し、その原形を失うことなく後世に伝えようとするものであった。したがって、文化財に指定されれば、かなり厳しい規制が加えられて、用途の変更や、改造に対する歯止めが与えられる。しかし、日常の生活圏の中にある文化遺産、そして生きつづけている数の多い文化遺産は、誤解を恐れずに言うなら、「またとない、かけがえない」文化遺産とは言い難いものである。類似の文化遺産はほかにも存在していると言えるのである。そのすべてを、従来のような手厚い保護、言い換えればかなり厳密な保護の手法によって守ろうとするのには、

明らかに限界がある。だが、ある程度類似の文化遺産が複数存在するからといって、手をこまねいているなら、それらは日々消滅しつづけていつてしまうであろう。そこで考えられているのが、文化財登録制度と言われるものである。

文化財登録制度は、これまでの文化財指定制度を補完する制度として、いくつかの先進国で、実施されているものである。つまりこれは、いままでも文化財として指定されていないが、保存されることとが望ましい文化遺産を幅広く目録に登録しておく、その文化遺産が取り壊される危機に瀕したときには、その旨届け出る義務を課しておくものである。そうした届出がなされたときには、その保存について改めて関係機関で調整を図って、保存の方策を考えようというのである。フランスでは、一九一三年の歴史的記念物に関する法律でこの考えが取り入れられ、アメリカでも一九六六年の国家歴史保護法で、同じ考えが導入された。イギリスでは一九七一年の都市田園計画法で、登録制度が導入されたが、イギリス

の特徴は登録制度だけで文化遺産の保護を図っている点であり、文化財指定制度は持っていない。いかにも話し合いで文化財の保存を論議していこうという、経験主義的な発想である。こうした登録制度は、存在する文化遺産を、まずそのままの形で遺産として登録するので、数多くの遺産を扱うのに適している。また、我々の生活圏に密接にかかわっている文化遺産を、一挙に厳密な規制のかかる指定文化財にしてしまうことは難しくても、登録制度であれば、それをゆるやかに見守っていくことができる。

我が国でも京都府をはじめとしていくつかの自治体で登録制度を既に実施している。

近代の文化遺産、あるいは近世の社寺や民家など、広範に広がって存在し、数が多く、都市内にも存在する対象には、こうした文化財登録制度が現実的対処の道なのである。

四 登録制度のための体制

これまで、我が国の中で、文化財登録制度についての基礎的作業や議論がなされていなかったわけではない。冒頭に引いた日本建築学会の「建築および都市の防災性向上へむけての課題」という提言も、これまでの調査や研究の蓄積の上になつてなされたものであるし、それ以前から、学会では近代建築の保存調査を実施して『日本近代建築総覧』（昭和五五年刊）をまとめている。これは近代建築の所在リストであり、そのまま近代建築の遺産台帳とみることもできるものである。また文化庁も、近代化遺産（建造物等）総合調査の結果と、近代和風建築総合調査の結果を踏まえて、各都道府県で独自に一〇〇〇件程度をリストアップし、そのうち約三〇〇件を重要物件として把握している。

これらの基礎的データを持つたうえで、平成五年八月には、建築史学会から内閣総理大臣はじめ関係省庁の大臣及び文化庁長官あてに、文化財登録制度の導入に言及した要望書が提出された。さらに、

平成六年七月に文化財保護審議会文化財保護企画特別委員会から「時代の変化に対応した文化財保護施策の改善充実について」という報告書が出され、その中でも文化財登録制度導入の検討を始めるべきことが、提言されている。

戦後五〇年を迎えた現在、こうした提言や要望が示す、幅広い文化遺産の把握と登録は、真剣に考えられてよいであろう。既にいくつかの基礎的作業はなされているとはいえ、全国的なスケールでの調査によって新たに浮かび上がる文化遺産は多いにちがいない。とりわけ最近注目されはじめた、土木的な建造物や、大規模な産業遺跡などは、登録制度というゆるやかな網によって、はじめて把握しうるものであろう。土木建造物や産業遺跡は、直接生産活動に関係しているものが多いため、厳密な保護を要求する指定文化財制度にはなじまないものばかりだったからである。

しかしながらそのためには、これまでのような考古学、美術史学、建築史学を中心にした調査・研究の体制だけでなく、土木工学や機械工学、さらには経済史学や民俗学などの専門家を含んだ、幅広い

調査・研究体制が考えられなければならないであろう。そうした協力体制によって、はじめて新しいジャンルの文化遺産を発見できるだろうからである。

同時に、こうした多数の文化遺産を対象とするには、国が直接すべての行動を行うことには限界が生じるだろう。むしろ積極的に地方自治体の主導体制をつくり、地元のみで、きめ細かく過去の遺産を発見していくことが望まれる。地方ごとに、専門家を育て、各地から専門的な目を見開いていくことが、これからの文化財保護の在り方を決めていくことにならなければならない。我々が歴史的遺産を幅広く守り伝えていくためには、保護の対象やその時代的範囲を広げていくことが必要であると同時に、保護の方法や体制を広げていくこともまた、極めて重要なのである。文化財保護制度に文化財登録制度を加えていくことは、そうした未来の文化財行政の鍵を与えてくれるであろう。

特集 ユネスコ 50周年

●巻頭言
ユネスコの50年 — 三浦朱門

●座談会
ユネスコと我が国が
果たすべき役割

(出席者) 猪口邦子／西島安則
三角哲生／自筆 木間政雄

●論文
世界の教育とユネスコ — 潮木守一

●エッセイ — 青木怜子

●事例紹介 — 宮崎県立北高等学校ほか

特別記事

民間社会教育事業—その役割と展望

人・この道 — 大岡 信

教育・文化と地域づくり — 大分県野津町

都道府県発 — 教育・学術・文化ニュース

栃木県・静岡県・京都府・熊本県

編 集 後 記

▽今月号の特集テーマは、「新しい文化立国をめざして」です。戦後五〇年を迎え、経済的には大きな発展をみた今日、これからは心の豊かさを求める「文化の時代」といわれております。

文化庁に設置されている文化政策推進会議において、新しい文化立国を目指して今世紀中に推進すべき重点施策六項目についての提言が取りまとめられました。今月号では、この報告を踏まえて、推進すべく文化政策の諸課題について特集しています。

▽今年、芸術祭五〇周年でもあります。第五〇回を記念し、一〇月一日から一月一日までの間、二〇の公演等が東京(一公演は大阪)で行われます。読者の皆さんにも御覧いただければ幸いです。詳しい公演内容は、文化庁芸術祭執行委員会(〇三―三五八一―二

八五七)までおたずねください。▽読者の皆さんは新国立劇場について御存じでしょうか。

新国立劇場は四面舞台を有する大劇場をはじめ三つの劇場と持ちオペラ、バレエ、演劇等の現代舞台芸術上演のための劇場として世界的な規模で、東京・初台に建設が進んでいます。四年半におよぶ大工事で平成九年二月に完成し、秋には柿落しが盛大に行われる予定で、関係者にとっては、本当に待ち遠しいところと思えます。また、隣接地には民営のコンサートホールをはじめとする文化施設も完成する予定で、二年後には他に類をみない文化発信の街が初台に完成します。数年前、この新国立劇場(当時は第二国立劇場(仮称)と言っていました)の建設に携わっていた私にとっても待ち遠しいところです。(T・K)

投稿歓迎

『読者からのたより』欄への投稿を歓迎します。本誌を読んでの御感想、御意見等をどしどしお寄せください。

●投稿規定

- ① 一件につき四〇〇字以内
 - ② 住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記(誌上匿名可)
 - ③ 掲載分には薄謝進呈
- ※ 文章を一部手直しさせていただくことがあります。

●送り先

〒100 東京都千代田区霞が関三―二―二

文部省大臣官房政策課「文部時報」編集部

平成7年9月10日印刷
平成7年9月10日発行

- 著作権所有 — 文部省◎
- 発行所 — 株式会社 **ぎょうせい**
本社 〒104 東京都中央区銀座7丁目4番12号
本部 〒167-88 東京都杉並区荻窪4-30-16
電話 03-5349-6666(営業部) 振替口座 00190-0-161
- 印刷所 — 株式会社行政学会印刷所

定価550円(本体534円)(〒84円)
年間購読料6,600円

・ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます。
・なお、購読のお申し込みは直接営業所またはよりの書店にてお願いします。

●本誌の掲載のうち、意見にわたる部分については、それぞれ筆者個人の見解であることをお断りいたします。